

吸入器(ネブライザー)の購入に際して ～日常生活用具給付等事業のご紹介～

在宅の障害者手帳をお持ちの方および難病患者の方々の日常生活を支援するために「日常生活用具給付等事業」という公的制度があります。この制度は、日常生活をより円滑に過ごしていただくための用具を給付(費用給付)または貸与する制度で、吸入器(ネブライザー)も給付対象となっています。この制度は居住されている市区町村によって対象資格者や申請方法、給付内容が異なりますので、申請をされる際には必ずお住まいの市区町村の担当窓口に事前にご相談ください。



対象者¹⁾

在宅の障害者、障害児、難病患者等で、呼吸器機能に障害のある方など*

*対象となる呼吸器機能障害の程度は市区町村によって異なります。

東京都中央区の場合²⁾:身体障害者手帳の呼吸器の等級が3級以上、または医師の診断書により必要と認められた方

申請方法¹⁾

- 市区町村に申請し、給付を受けます。
- 申請前の相談や利用手続きの詳細については、**吸入器(ネブライザー)を購入する前に**お住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

給付基準額³⁾

- 吸入器(ネブライザー)の給付基準額および利用者の費用負担*は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村の担当窓口にご確認ください。

*東京都中央区の場合²⁾:基準額 36,000円、費用負担 1割(原則)

吸入器(ネブライザー)の耐用年数⁴⁾

- 給付となる吸入器(ネブライザー)には耐用年数*が定められています。
- 修理不能などにより用具の使用が困難となった場合などを除き、市区町村の規定する耐用年数を経過するまで同じ品目の再給付は原則、対象外となります。

*東京都中央区の場合²⁾:耐用年数 5年

1) 厚生労働省:日常生活用具給付等事業の概要 <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/suishin/dl/04.pdf>

2) 中央区ホームページ:日常生活用具費の給付 <https://www.city.chuo.lg.jp/a0023/kenkouiryou/shougaishafukushi/shienservice/hosougu/yogu.html>

3) 厚生労働省:難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A(平成25年3月15日現在)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa50.pdf>

4) 厚生労働省:障害保健福祉関係会議資料について 令和6年3月25日:主管課長会議資料 資料4 <https://www.mhlw.go.jp/content/001231507.pdf>